
重要事項説明書

相談支援事業所「太陽の里」サービス利用

本重要事項説明書は、当相談支援事業所と相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

目 次

| | |
|------------------------|---|
| 1. サービスを提供する事業者 | 1 |
| 2. 事業所の概要 | 1 |
| 3. 事業実施地域 | 1 |
| 4. サービス及びサービスを提供する時間 | 1 |
| 5. 職員の体制 | 2 |
| 6. 事業所が提供するサービス | 2 |
| 7. サービスの利用に関する留意事項 | 3 |
| 8. 利用者の記録や情報の管理、開示について | 3 |
| 9. 苦情の受付について | 3 |

1. サービスを提供する事業者

| | |
|--------|----------------|
| 事業者の名称 | 喜和会 |
| 法人所在地 | 島根県出雲市斐川町名島 90 |
| 法人種別 | 社会福祉法人 |
| 代表者氏名 | 理事長 狩野 道雄 |
| 電話番号 | 0853-72-9125 |

2. 事業所の概要

| | |
|----------|---|
| 事業所の種類 | 指定特定相談支援事業所 平成20年11月1日指定 島根県3231600028号 |
| 事業の目的 | 相談支援の事業の適正な運営と適切な相談支援を提供することを目的とします。 |
| 事業所の名称 | 相談支援事業所 太陽の里 |
| 事業所の所在地 | 島根県出雲市斐川町名島 90 |
| 管理責任者名 | 藤井 茂 |
| 電話番号 | 0853-25-7370 |
| 事業所の運営方針 | 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して行います。利用者の意思、人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。運営に当たっては地域との結びつきを重視し、市町、障害福祉サービス事業者との連携を図り、地域の社会資源の改善、開発に努めます。 |
| 開設年月日 | 平成21年 4月 1日 |

3. 事業実施地域

| |
|-------|
| 出雲市全域 |
|-------|

4. サービス及びサービス提供時間

| | |
|----------|-------------------------------|
| サービス提供日 | 月曜から金曜日までとします。ただし、国民の祝日を除きます。 |
| サービス提供時間 | 午前8時30分から午後5時までとします。 |
| 緊急時 | 電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとります。 |

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

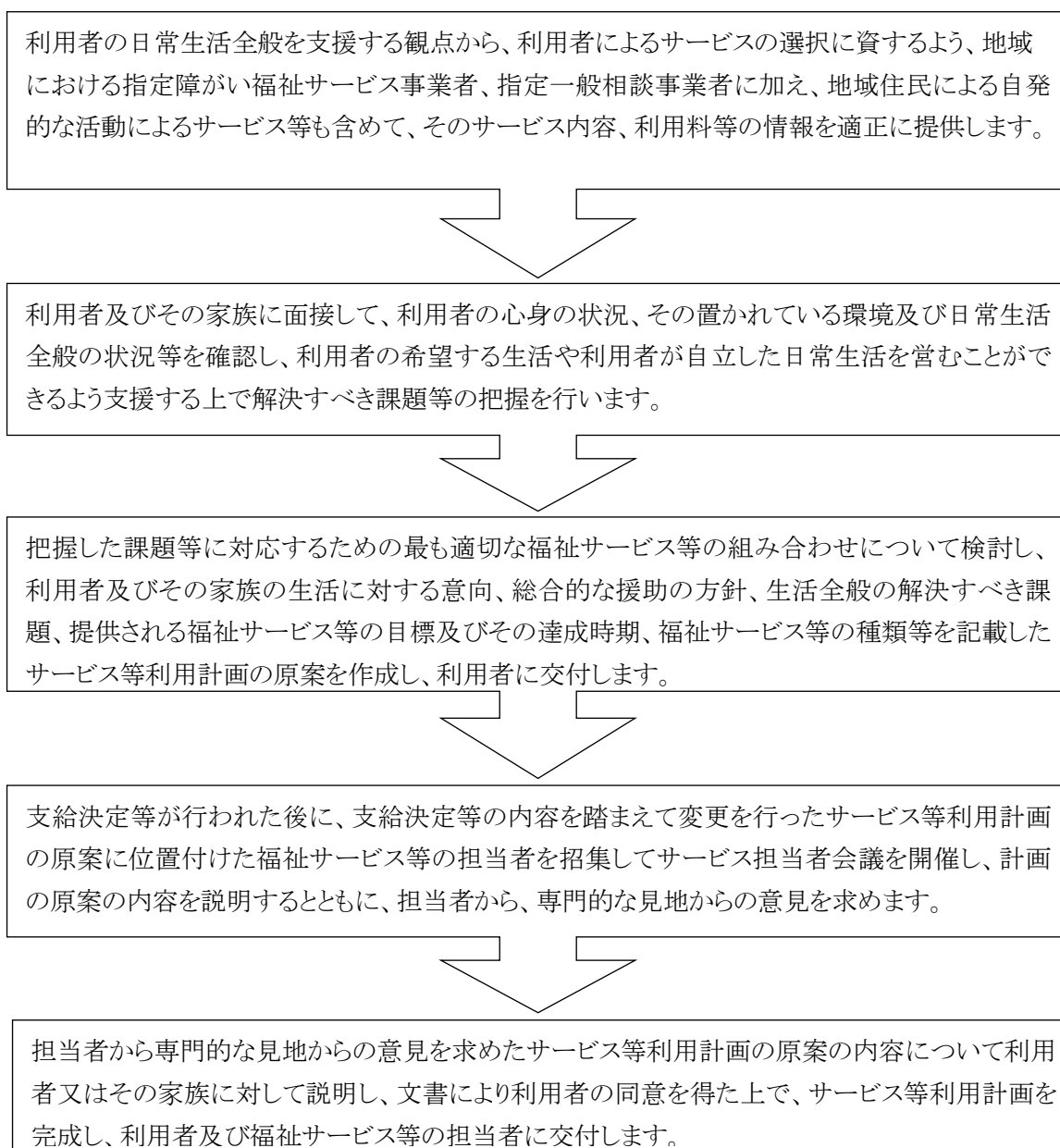
| 職 種 | 常 勤 | 非常勤 | 保有資格 |
|--------------|-----|-----|---------------------|
| 1. 事業所長(管理者) | 1名 | 名 | 社会福祉施設長資格認定 |
| 2. 相談支援専門員 | 2名 | 名 | 社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士 |

6. 当事業所が提供するサービス

①サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

<サービス等利用計画の作成の流れ>



②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・ 利用者及びその家族等と面接し、経過を把握します。
- ・ サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス等利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をいします。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

・8. 利用者負担について(契約書第7条・8条参照)

- (1) 本事業所では、法定代理受領を行わない指定計画相談支援サービスを提供した際は、利用者から関係法令の定めるところにより計画相談支援給付費の支払いをしていただきます。
- (2) 前項の他、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等への訪問を受けて指定計画相談支援サービスの提供を行う場合は利用者に交通費実費相当額の支払いをお願いします。
- (3) 前項の交通費実費相当額については、公共交通機関を利用した場合は、その実費を利用者から徴収します。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは実施地域を越えた地点から1km当たり100円を加算した額を徴収します。

・9. 緊急時及び事故発生時等の対応について(契約書第11条参照)

本事業所では、指定計画相談支援サービスの提供によって事故が発生した場合には速やかに都道府県・市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講ずると共に事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には速やかに利用者の損害を賠償します。

10. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第9条4項参照)

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者及び家族の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス等利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス調整会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録

11. 苦情等の受付について

- (1) 当事業所における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けます。

| | |
|-----------------|---|
| ご利用相談窓口 | ・窓口担当者 : 米山和夫、福田ひとみ ・苦情解決責任者: 藤井茂 第三者委員: 多々納みゆき 高橋孝治 ・ご利用時間 : 9:00 ~ 17:00 (土日、国民の祝日を除く) ・電話番号 : 0853-72-9125 FAX : 0853-72-9122 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ・苦情受付箱を常設していますのでご利用ください。 |
| 島根県 運営適正化委員会 | ・所在地 : 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 ・電話番号 : 0852-32-5913 FAX : 0852-32-5994 |

私は、本書面に基づいて相談支援事業所太陽の里の職員
本重要事項の説明を受けました。

(相談支援専門員)から

令和 年 月 日

| | | |
|-----|----|---|
| 利用者 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |

| | | |
|------------|----|---|
| 利用者の成年後見人等 | 住所 | |
| | 氏名 | |
| | 続柄 | 印 |

当事業所は 様に対する相談支援サービスの提供にあたり、上記のとおり
重要事項について説明を行いました。

令和 年 月 日

| | | |
|-----|---------|---|
| 説明者 | 相談支援専門員 | 印 |
|-----|---------|---|

| | | |
|-----|----|---|
| 事業者 | 住所 | 〒699-0622 島根県出雲市斐川町名島 90 |
| | 名称 | 社会福祉法人 喜和会 相談支援事業所 太陽の里 代表者 狩野 道雄 |